

発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL: 0263-32-4737
TEL: 0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

相続人の連絡先が分からない…どうすれば？

相続手続きを進めるにあたっては、故人の出生から死亡までの戸籍を収集し相続人を確定させ、遺産分割協議書に相続人全員で記名押印することが必要です。

しかし「連絡先の分からない相続人がいて手続きが中断してしまっている」というケースもあります。こういった場合、どうにかして連絡先を調べる方法はないのでしょうか…？

今回は相続人の住所を特定するための一つの方法をご紹介します。



1. 「戸籍の附票」による住民票所在地の確認

連絡先の分からない相続人の現在本籍地は、故人（被相続人）の戸籍から追うことで特定できます。確認できた本籍地の市町村役場で【戸籍の附票】を取得することにより、その方の【現在の住民票所在地】情報を得ることができます（右図はサンプルです）。

戸籍の附票とは、住所の履歴が記録されている書類です。住民票所在地を異動した都度、順次履歴として記載されてゆきます。

全部証明	
平成15年3月4日 改製	
【本 籍】長野県松本市城西二丁目5番12号	
【氏 名】長野 太郎	
【名】太郎	
【生年月日】昭和10年1月20日 【性別】男	
【住 所】松本市平田2丁目11-8	平成25年3月23日 記録
【住 所】松本市平田2丁目11-8	平成25年3月23日 記録
【住 所】塩尻市大門九番町1-15	
【住 所】塩尻市大門九番町1-15	
【名】花子	
【生年月日】昭和13年5月24日 【性別】女	
【住 所】松本市平田2丁目11-8	平成25年3月23日 記録
【住 所】松本市平田2丁目11-8	平成25年3月23日 記録
【住 所】塩尻市大門九番町1-15	
【住 所】塩尻市大門九番町1-15	
【名】のぞみ	
【生年月日】昭和36年4月7日 【性別】女	
【住 所】安曇野市西穂高7-3-504号	平成28年7月5日 記録
【住 所】安曇野市西穂高7-3-504号	平成28年7月5日 記録
【住 所】松本市平田2丁目11-8	平成25年3月23日 記録
【住 所】松本市平田2丁目11-8	平成25年3月23日 記録
【住 所】塩尻市大門九番町1-15	
【住 所】塩尻市大門九番町1-15	
以下余白	

発行番号****-*****-*****

長野県松本市

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

令和〇〇年〇月〇日

長野県松本市長 〇〇 〇〇

2. 戸籍の附票と住民票の違い

	戸籍の附票	住民票
取得できる場所	本籍地の市町村役場	住民票所在地の市町村役場
記載されている情報	住所の異動履歴全て	現住所と一つ前の住所

3. 戸籍の附票でも住所を特定できないケース

戸籍の附票で確認できるのは「現在の住民票所在地」です。もし住民票の移動をしないまま引越しをしているような場合は、その方が現在住んでいる場所を特定することはできません。ただし、ご本人が住んでいなくても、家族が引き続いて居住している場合もあります。

相続人の所在が不明の場合、不在者財産管理人を選任するという方法もありますが、費用と時間がかかるため、まずは第一歩、戸籍の附票を確認することをお勧めします。